

1 景観づくりガイドラインの目的と構成

1. 景観づくりガイドラインの目的

●黒石市における景観づくりの取り組み

黒石市は、青森県との協議を経て平成27年3月に景観行政団体となり、黒石市景観づくり条例・黒石市景観計画を定め、市民や事業者とともに地域の景観特性に応じた良好な景観形成の実現に取り組んでいます。

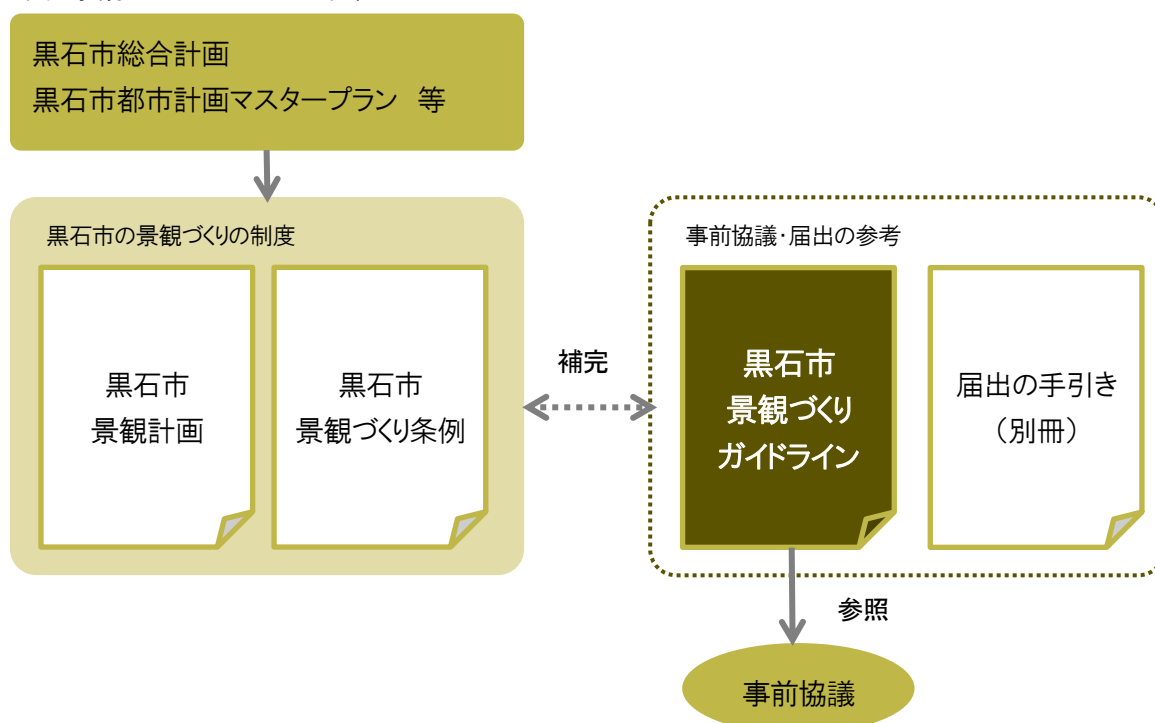
黒石市景観づくり条例では、建築物の建築などの際には、市全域を対象とする「景観づくりの基本方針」を遵守することを求め、届出制度を活用し、景観づくり基準に基づく助言・誘導等を行うことで、良好な景観形成への誘導を行っています。

●景観づくりガイドラインの役割

景観づくりガイドラインでは、景観づくり基準の解説や内容を示すとともに、参考となる事例を明示しています。これにより、景観づくり条例・景観計画に定められた届出が必要な建築物の建築などの際に、周辺の自然環境、まち並みや景観資産等に配慮した計画となるよう、事業者・設計者が黒石らしい景観づくりを検討する際の参考例・工夫例としてもらうことを目的としています。

事前協議・届出に当たっては、本ガイドライン及び届出の手引き（別冊）をご活用いただき、円滑な手続きを行ってください。

図 景観づくりガイドラインの位置づけ

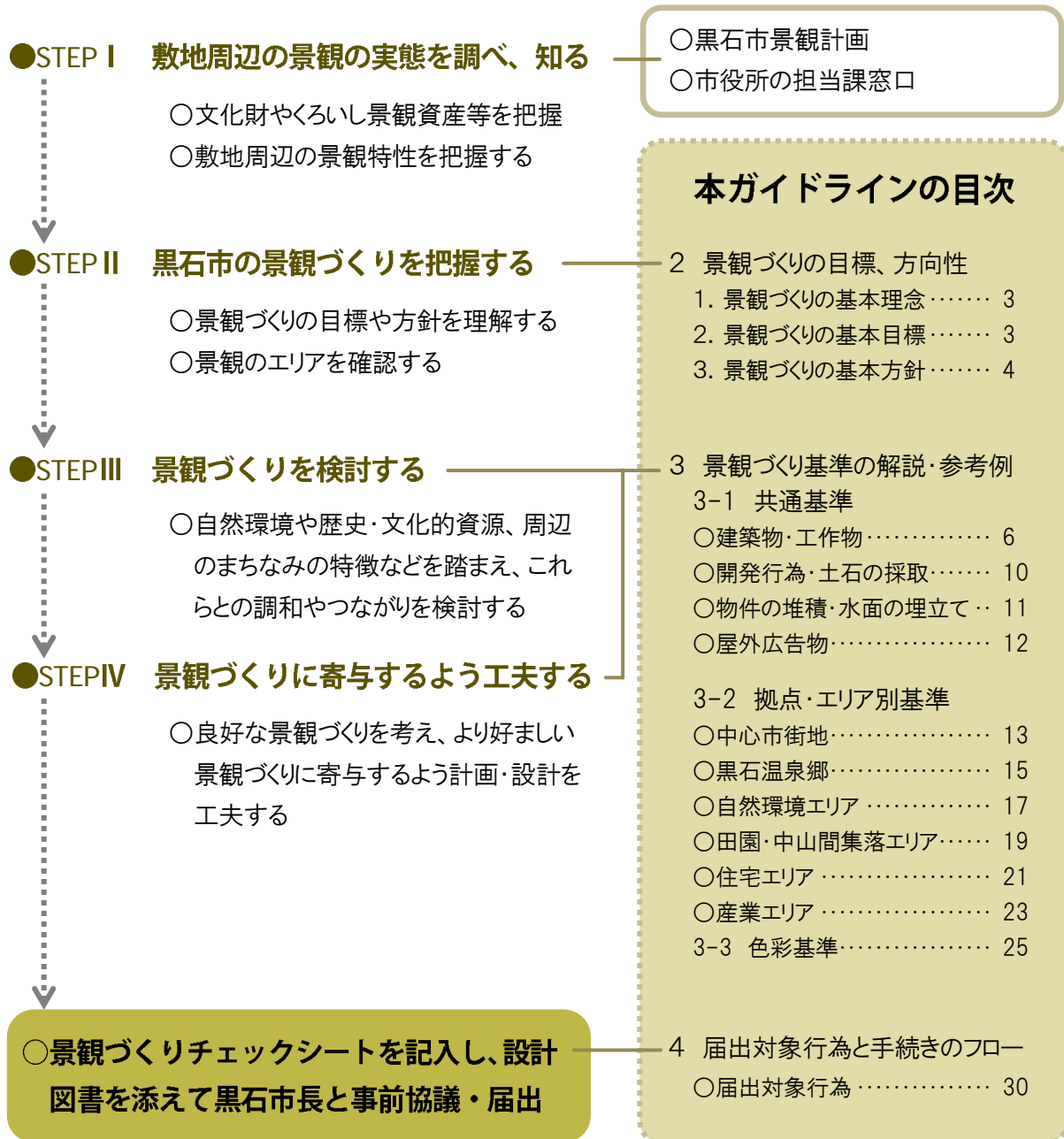


2. 景観づくりガイドラインの構成と活用方法

本ガイドラインは、黒石市景観計画に定める「景観づくりの目標や基本方針」を示し、「景観づくり基準の解説・参考例」を示しています。

次に示す手順を参考にし、本ガイドラインをご活用下さい。

図 本ガイドラインの活用手順



2 景観づくりの目標、方向性

1. 景観づくりの基本理念

本市の中心市街地の歴史的・文化的資源と市の8割を占める山々と山裾に広がるりんご畑や、浅瀬石川の清流、広大で豊かな田園風景は、市民の生活や暮らし・生業の基礎であり、今後も大切にすべき共有財産です。今後も、豊かで明るく活力に満ちた、住みよいまちづくりを基本に、歴史と文化を大切に、自然の恵みを受けながら、心豊かに安心してらせる地域社会の実現を目指していきます。また、住民にとっての真の住みよさや豊かさを再確認し、黒石市固有の自然や歴史・文化に彩られ、新しいものとの調和や個性や資源を活かした地域らしい景観に取組み、住み続けられる環境をもった「あずましの里づくり」を基本理念とします。

基本理念

「あずましの里づくり」

自然・歴史・文化に彩られ
住み続けたい「わたしたちのまち 黒石」

2. 景観づくりの基本目標

●基本目標1：暮らし・生業の基礎である自然・田園環境を守り、育む景観づくり

八甲田の山並みや浅瀬石川は、本市の景観の骨格を形成するとともに、そこから得られる清廉な空気、湧水などの水辺は、市民の暮らしの基礎であり、農業や酒造業等の生業を支える貴重な共有財産です。これからも、自然・田園環境を守り、育てることで、黒石全体の景観づくりに活用することを目指します。

●基本目標2：風土や四季を大切に、彩り豊かな景観づくり

本市は豪雪地帯という厳しい気象条件により、こみせの成立や集落の形成、雪国としての住まい方を育んできました。また、満開の桜、清らかな水の流れ、黄金色に輝く田園、いで湯の湯煙、りんごと雪の鮮やかなコントラストなどは、我々の感性を豊かにするとともに、日常の生活に彩りを与えてくれます。このような風土や四季に寄り添い、そこから生み出されるまちや自然の表情を感じながら、彩り豊かな景観づくりを目指します。

●基本目標3：生業を振興し、伝統や風格を生かした、活力ある景観づくり

本市の景観の基礎である農業を振興するとともに、中心市街地や黒石温泉郷等では、長い時を経て形成された伝統や風格、歴史的な資源を生かし、魅力を高めることで人々の交流を活性化させ、活力ある景観づくりを目指します。

●基本目標4：地域の成り立ちや資源を生かし、身近な生活環境を豊かにする景観づくり

市民が住み続けるためには、住宅地や集落の生活環境の質を高めることが大切です。そのため、地域ごとに見られる寺社、緑地、水辺などの資源を生かし、地域の景観と調和した建築物の誘導、緑化の推進、全ての人が使いやすい施設整備等を進め、身近な生活環境を豊かにする景観づくりを目指します。

●基本目標5：共有、参加、協働により、みんなで積み重ねる景観づくり

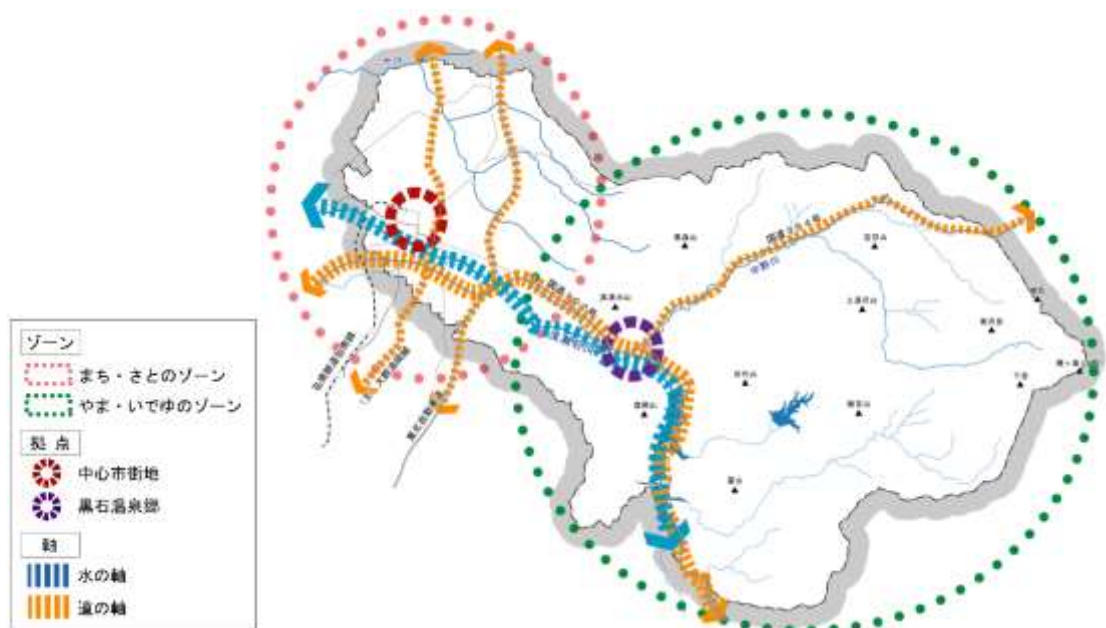
市民、事業者、行政が、良好な景観や黒石らしい資源を共有し、それぞれの役割に応じて参加と協働を進め、みんなで積み重ねながら、良好な景観づくりを目指します。また、観光に訪れる人との交流を深めるなどにより、景観づくりの活動の発展を目指します。

3. 景観づくりの基本方針

1) 骨格となる景観づくりの方針

本市の景観の構造は、地形や都市のなり立ち、暮らしや観光・交流機能の集積状況等を踏まえ、2つの「ゾーン」と「拠点」、拠点と拠点を結ぶ「軸」を次のとおり設定し、これら骨格となる景観づくりの方針を示します。

名称		景観づくりのテーマ	基本方針
ゾーン	まち・さと	気候・風土に育まれた生業や暮らしが息づく景観を守る	○景観の基本構造を守ります。 ○豊かさの創出、水田・丘陵地のりんご畑の保全 ○岩木山や八甲田連峰への眺望景観を守り、育む
	やま・いでゆ	山・山並みや水辺などの自然環境を守り、活かす	○いやしのゾーン形成 ○自然環境を守り、育む
拠点	歴史的な中心市街地	歴史的・文化的な空間と資源を活かし、にぎわいとまち並みを再生する	○歴史的・文化的資源を活用した賑わいの創出 ○歴史的空間を活かしたまち並みの再生 ○回遊性の向上
	温泉地 (黒石温泉郷：温湯、落合、板留温泉)	「いで湯」の個性を磨き、交流を育む	○温泉地ごとの特性を活かした景観づくり ○浅瀬石川を活かした温泉地の回遊性の向上 ○建築物や大規模な工作物等のデザイン誘導
軸	浅瀬石川	開放的で親しみある水辺空間を守り、活かす	○親しみの持てる水辺空間の形成 ○山・山並みへの眺望の確保 ○豊かな水量や水質の保全
	広域幹線道路 (国道102号、394号、主要地方道大鵬浪岡線、東北自動車道)	周辺の自然景観や市街地景観と調和し、ゆるやかな秩序を持つ	○秩序が感じられるまち並みの誘導 ○緑豊かな沿道の景観づくり ○広域的な玄関口等としての演出 ○車窓からの景観の変化等への配慮



2) まとまりを活かした景観づくりの方針

本市の景観の構造、地形や土地利用の実態、景観の見え方等を踏まえ、5つの景観のエリアに区分し、これらエリアのまとまりを活かした景観づくりの方針を示します。

エリア名	景観づくりのテーマ	基本方針
自然環境エリア (山・山並み)	暮らしを支える資産として守り、育む	○わたしたちの資産として守り、育む ○眺望や四季を楽しみ、感性を育む場としての景観づくり
田園集落エリア 中山間集落 エリア	里山や水辺を守り、集落の個性を活かし、育む	○生産の場、身近な自然、環境資産として守り、育む ○山、田園、水辺と一体となった集落の景観構造を守り、育む ○良好な生活環境を守り、集落ごとの個性を活かした景観づくり
住宅エリア	庭先や窓辺を緑化し、うるおいある生活環境をつくる	○庭先や窓辺の緑化によるうるおいのある景観づくり ○素材や接道部のしつらえなどの協調 ○生活環境の改善等による景観づくり
産業エリア	緑化やオープンスペース等により、良好な地域環境をつくる	○接道部や敷地内の緑化の推進 ○親しみが感じられる施設の外観 ○産業ゾーンとしてまとまりある景観づくり



大切な共有財産である八甲田連峰
(浅瀬石川沿いから)



実りの季節の水田と里山の緩斜面に広がる
りんご畑



潤いや落ち着きを感じられる住宅地
(北美町)

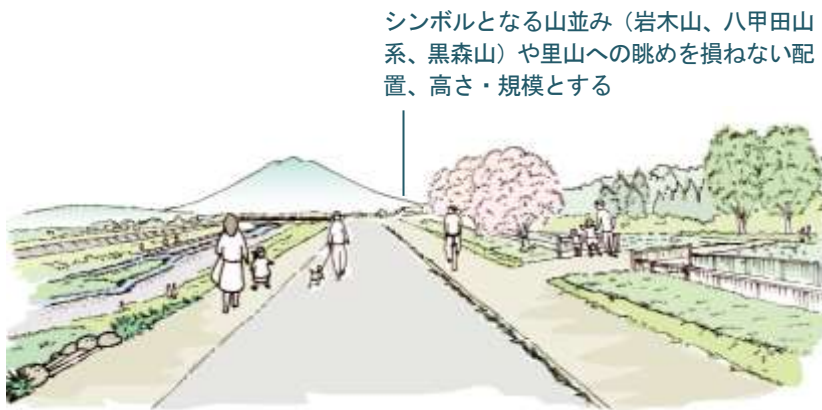
3 景観づくり基準の解説・参考例

3-1 共通基準

①建築物・工作物

事項	基準
配置・規模等	○浅瀬石川沿いや幹線道路沿道等の眺めの良い場所から、岩木山、八甲田山系、里山への眺めを損ねない配置、高さ・規模とする。
	○伝統的建造物群保存地区、こみせ通り、文化財やくろいし景観資産、地域のシンボルとなる樹木等の周辺では、その保全に配慮した配置や規模とする。
	○敷地内にある歴史的な資源、良好な樹木等は極力保全し、活用する。

■浅瀬石川沿いにおける配慮事項



初冠雪の岩木山と浅瀬石川（千歳橋付近）

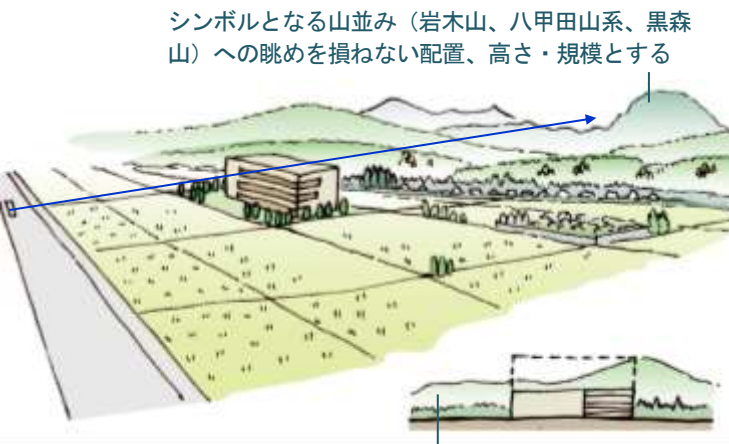


落合大橋と丸みを帯びた姿が印象的な黒森山（落合集落付近）



浅瀬石川より岩木山、八甲田山系、里山への眺望（東公園付近）

■幹線道路沿道における配慮事項



山並みのスカイラインを阻害しない配置、高さ・規模とする

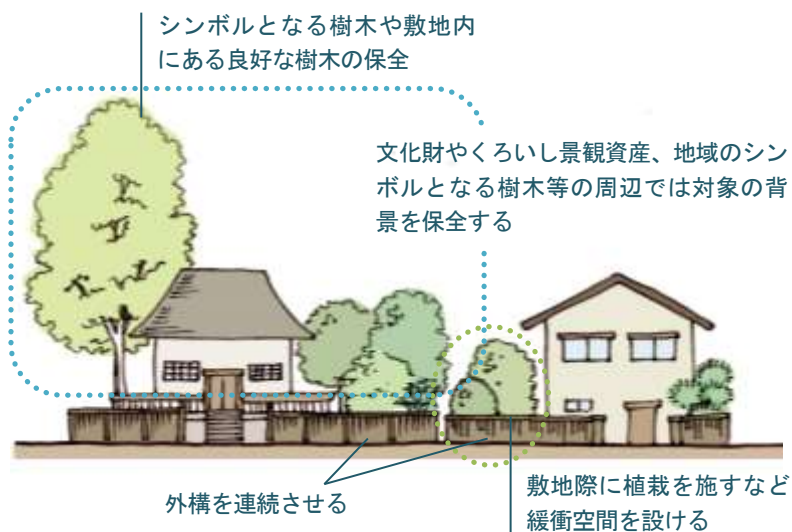


青森～黒石～弘前を結ぶ国道 102 号からの岩木山（浅瀬石付近）



主要地方道大鰐浪岡線沿線より岩木山、八甲田山系への眺望（二双子付近）

■景観資源の周辺における配慮事項



銭湯として親しまれてきた「松の湯」のシンボルであった屋根から突き出した松の木を残し、交流拠点としてリニューアルされた「松の湯交流館」

【背景の保全が望まれる場所の例】

伝統的建造物群保存地区、こみせの連続する通り、文化財やくろいし景観資産、地域のシンボルとなる樹木、お社、碑等の周辺



まちなかや集落の中にある樹木やお社



心の拠りどころとなっている社寺や境内樹



まち並みの中でシンボルとなっている建物や屯所



地域の歴史を物語る文化財



平成9年に整備され、市民の憩いの場となっているかぐじ広場（国重要文化財高橋家住宅裏の松、県指定文化財の黒石市消防団第三分団第三消防部屯所を望む）



金平成園の庭園からは西方に岩木山を望むことができる

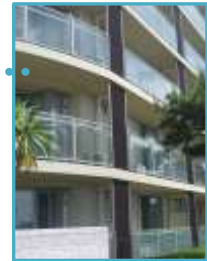
事項	基準
形態意匠	<p>○建築設備や屋外階段、ごみ置き場等の付属施設は、次のいずれかの基準に適合する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物と一体的な意匠とするなどにより、目立たない工夫を行う。 ・道路から直接望見できない位置に配置する ・緑化による修景を行う <p>○長大な壁面を持つ外壁は、壁面に凹凸を付けたり、部材、色彩・素材などで分節化を行うなど、圧迫感の軽減を図る。</p> <p>○擁壁の場合は、次のいずれかの事項に適合する等により、無機質な仕上げを避け、圧迫感の軽減に配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然素材等を活用した仕上げ（石張り、自然石風の化粧型枠等） ・緑等を活用した仕上げ（植栽による修景、緑化法面等） ・圧迫感を和らげる形態（勾配を付ける、階段状の形態）

■建築設備、屋外階段、ごみ置き場等の付属設備における配慮事項

建築物本体と調和した意匠とする



囲いや植栽などで目立たない工夫を行う

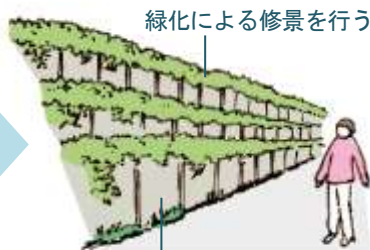


低層部への植栽帯の設置、ダクト管の修景を行う等の工夫がされている例

■外壁や擁壁における配慮事項

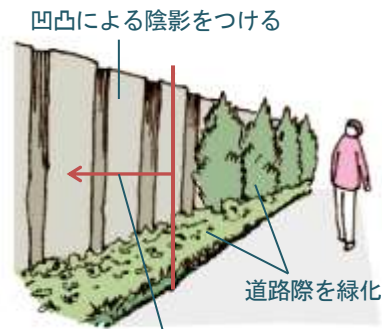


垂直の擁壁や長大な外壁など周囲に圧迫感を与える形態意匠を避ける



分節し階段状の形態とする

緑化による修景を行う



道路から後退した位置に設置する

凹凸による陰影をつける

道路際を緑化する



外構の植栽と組み合わせることにより目立たない工夫がされているごみ置き場の例



周辺のまち並みや建物の外壁と合わせ、木格子で室外機を修景している例



道路際に植栽帯を設け、中木を配置することで通りに対する圧迫感を軽減している例

事項	基準
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地の外周に低木や高木を植栽する等により、緑豊かな外観となるようにする。 ○冬季の雪の堆積スペースを考慮した配置とする。 ○敷地の外周にフェンスを設ける場合は、こげ茶等の落ち着いた色彩とする。

■外構・緑化における配慮事項

シンボルとなる樹木や敷地内にある良好な樹木の保全



敷地内を緑化するなど、ゆとりある景観を創出する

建物前面に空間を設けるなど、冬季の雪の堆積スペースを考慮した配置とする



- 外周にフェンスを設ける場合はこげ茶等の落ち着いた色彩とする
- 敷地の外周に低木や中高木、植栽帯を設けるなど、緑豊かな外観となるよう工夫する



敷地内のエントランス前面に花や低木、中高木で緑化することにより緑豊かな空間を創出している例



外周やエントランス部に高木を配置することで印象的な外観となっている例



こげ茶色のフェンスを設けることで敷地内の低木と外構の植栽や自然石が一体的に見え、ボリュームのある緑が形成されている例

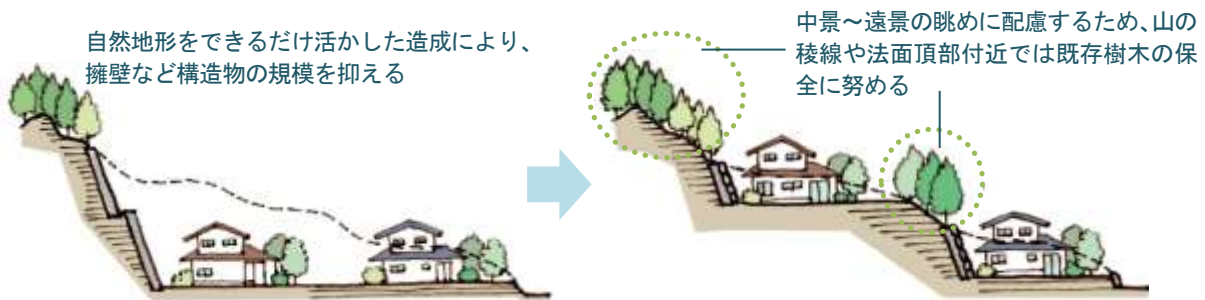
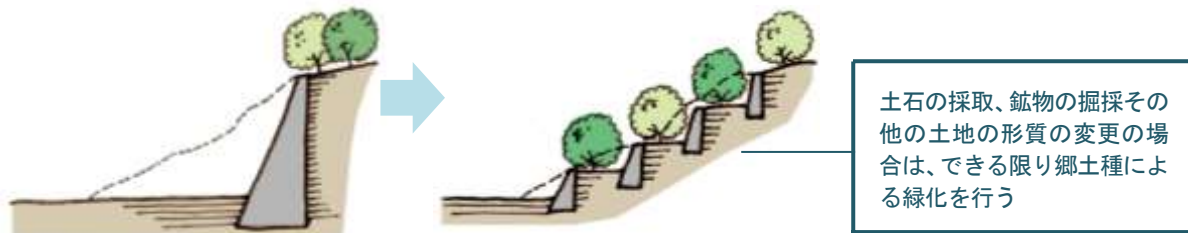
②開発行為

事項	基準
土地の形状及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模な地形の改変を避け、長大な法面や擁壁が生じないように配慮する。やむを得ない場合は、地域の植生に配慮した法面の緑化を行う。 ○敷地内にある歴史的な資源、良好な樹林、樹木、水辺等は、極力保全する。 ○擁壁を設ける場合は、8ページに示す基準に適合する。

③土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

事項	基準
土地の形状及び緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○地形を大きく改変することを避け、長大な法面や擁壁が生じないようにする。 ○尾根線は極力保全する。 ○敷地内にある歴史的な資源、良好な樹林、樹木、水辺等は、極力保全する。 ○道路や公園、河川等の公共の場所から見える場合は、敷地の周囲に植栽又は当該景観に配慮した塀等により修景する。 ○掘採又は採取後の法面等は、地域の植生に配慮した緑化を行う。

大規模の法面は複数に分割し植栽することで、従前の地形や周辺の緑になじませる



擁壁を階段状にし、緑化による修景を行うことで圧迫感を軽減している例

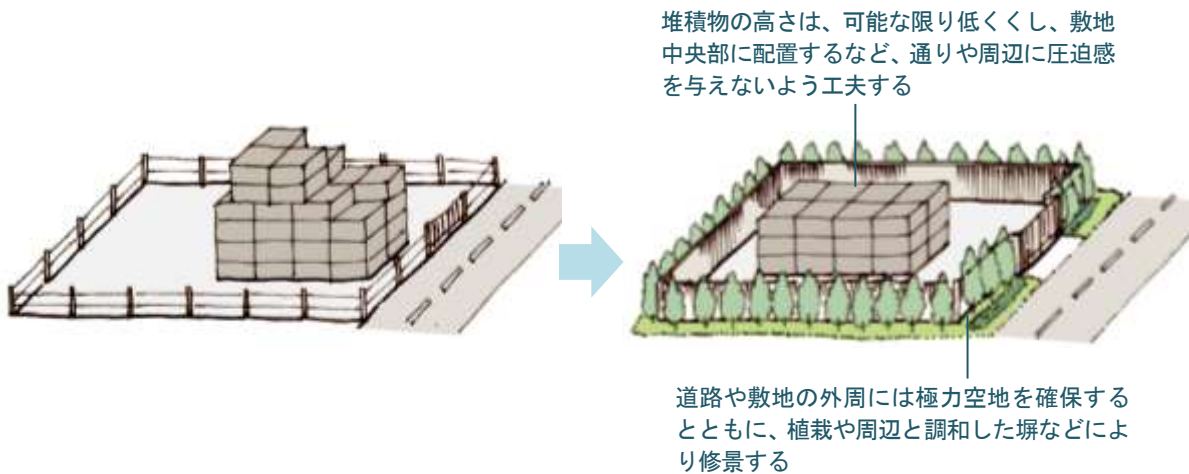


部分的に自然地形を活かした造成にし多様な樹木を配することで緑豊かな法面を創出している例



④屋外における土石、廃棄物その他の物件の堆積

事項	基準
堆積の方法	○堆積物は整然と積み上げ、その高さを可能な限り抑える。 ○道路や敷地の外周には極力空地を確保し、堆積物は敷地の中央部に配置する。
遮へい	○道路や公園等の公共の場所から見えにくい位置及び規模になるよう配慮する。やむを得ない場合は、敷地の周囲に植栽や周辺と調和した塀等により修景する。



外周に植栽帯を設け、中木を配置している例



エントランスを低木により修景している例

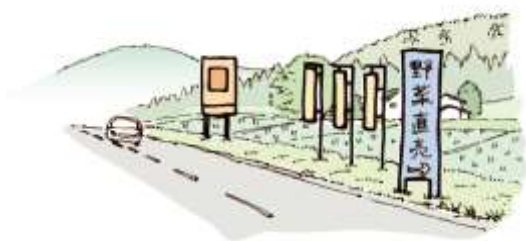
⑤水面の埋立て又は干拓

事項	基準
構法・材料	○河川の護岸や堤防等を築造する場合は、周辺の景観と調和するような構法や形態、材料等に配慮する。

⑥屋外広告物の配慮事項

事項	基準
配置・規模等	○浅瀬石川沿いや幹線道路沿道等から、岩木山、八甲田山系、里山への眺めを阻害しない。 ○こみせ通り、文化財、くろいし景観資産等の周辺では、歴史的・文化的な価値を損ねないような配置、規模、形態となるよう配慮する。
数	○広告物の数をできるだけ減らす。 ○同じ表現を繰り返さないよう表示する。
規模・形態	○広告物が見る人にとって有益な情報伝達となるよう、過剰な規模・形態とならないように配慮する。
意匠・色彩	○色は3色以下とするなど、できるだけ数を減らす。 ○建物の外壁の色彩やデザインと広告物の色彩やデザインの調和を図る。

■山地景観が広がる場所における配慮事項



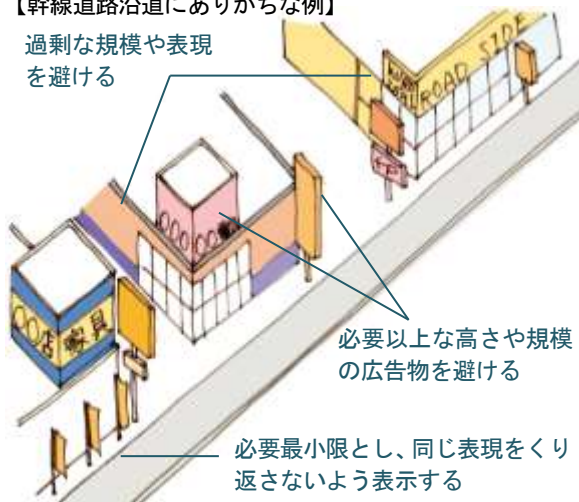
広告物は必要最小限とし、山並みへの眺めを阻害しない配置、規模とする



■幹線道路沿道における配慮事項

【幹線道路沿道にありがちな例】

過剰な規模や表現を避ける

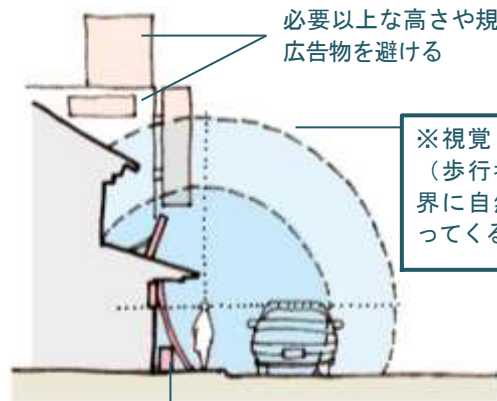


必要以上の高さや規模の広告物を避ける

必要最小限とし、同じ表現をくり返さないよう表示する

■まちなかにおける配慮事項

必要以上の高さや規模の広告物を避ける



※視覚20度
(歩行者の視界に自然に入ってくる範囲)

歩行者の視界に入りやすい低層部にのぎわいを創出し、まちなかの魅力を高める

■周辺のまち並みや自然環境に配慮する

まちなか・黒石温泉郷

店舗の個性やにぎわいをもてなしの心を演出する



イメージ例 (市内)

集落・住宅地

周辺のまち並みとの調和を図り、住まい環境に配慮する



イメージ例 (他都市)

田園・中山間

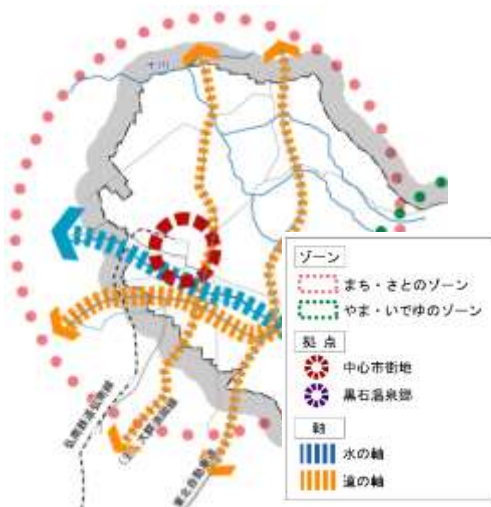
背景となる自然環境に合わせた素材や質感、形態意匠とする



イメージ例 (他都市)

3-2 拠点・景観エリア別基準

● 中心市街地拠点



■ 基本方針

[中心市街地拠点における景観づくり]

- 中町や横町などの通りごとに見られる歴史的・文化的資源の保存・活用を進める
- 雪国固有のライフスタイルから生み出された「こみせ」や、江戸時代から続く町割りなどの歴史的空間を活かす
- 中心市街地にふさわしい賑わいを演出する

■ 拠点エリア別基準

- 通りに面する低層部の開口を広くとるなどにより、まちなぎわいを創出する意匠となるよう工夫する。
- 建築物の低層部には、にぎわいを創出するような広告物を設置する。

■ 景観づくり共通基準

項目	配慮事項
配置・規模等	<ul style="list-style-type: none"> ○浅瀬石川沿いや幹線道路沿道等の眺めの良い場所から、岩木山、八甲田山系、里山への眺めを損ねない配置、高さ・規模とする。 ○伝統的建造物群保存地区、こみせ通り、文化財やくろいし景観資産、地域のシンボルとなる樹木等の周辺では、その保全に配慮した配置や規模とする。 ○敷地内にある歴史的な資源、良好な樹木等は極力保全し、活用する。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○建築設備や屋外階段、ごみ置き場等の付属施設は、次のいずれかの基準に適合する。 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物と一体的な意匠とするなどにより、目立たない工夫を行う。 ・道路から直接望見できない位置に配置する ・緑化による修景を行う ○長大な壁面を持つ外壁は、壁面に凹凸を付けたり、部材、色彩・素材などで分節化を行うなど、圧迫感の軽減を図る。 ○擁壁の場合は、次のいずれかの事項に適合する等により、無機質な仕上げを避け、圧迫感の軽減に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・自然素材等を活用した仕上げ（石張り、自然石風の化粧型枠等） ・緑等を活用した仕上げ（植栽による修景、緑化法面等） ・圧迫感を和らげる形態（勾配を付ける、階段状の形態）
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ○けげげげしい色彩を避け、暖かみのある色彩とするとともに、別表に掲げる基準に適合する。 ○敷地内に複数の建築物がある場合は、相互に色彩の統一を図る。 ○ガラスなどの光沢のある素材の多用を避け、地域で多く用いられている素材を活用する。
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地の外周に低木や高木を植栽する等により、緑豊かな外観となるようにする。 ○冬季の雪の堆積スペースを考慮した配置とする。 ○敷地の外周にフェンスを設ける場合は、こげ茶等の落ち着いた色彩とする。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○浅瀬石川沿いや幹線道路沿道等から、岩木山、八甲田山系、里山への眺めを阻害しない。 ○こみせ通り、文化財、くろいし景観資産等の周辺では、歴史的・文化的な価値を損ねないような配置、規模、形態となるよう配慮する。 ○広告物の数をできるだけ減らす。 ○同じ表現を繰り返さないよう表示する。 ○広告物が見る人にとって有益な情報伝達となるよう、過剰な規模・形態とならないように配慮する。 ○色は3色以下とするなど、できるだけ数を減らす。 ○建物の外壁の色彩やデザインと広告物の色彩やデザインの調和を図る。

特徴的な景観



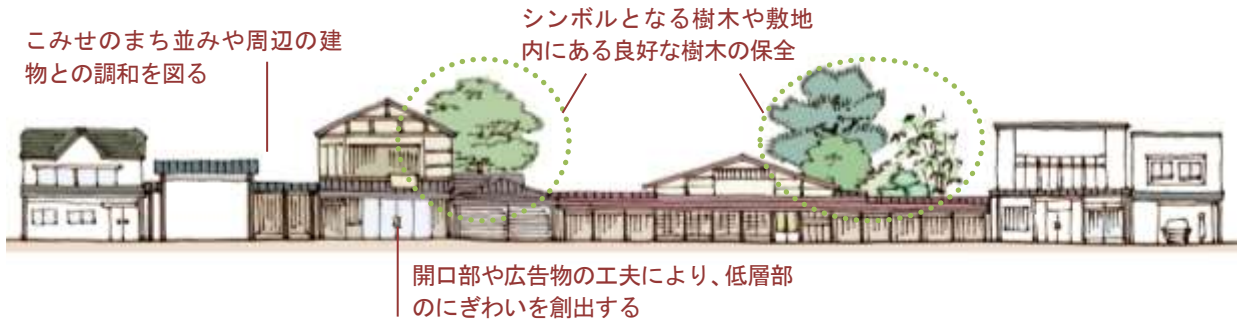
中町の伝統的な建造物を活かしたにぎわいづくり



中町とともに浜街道沿いの商人地として栄えた前町



中心市街地の主要な商店街のひとつである横町



■開口部に格子を設けることにより、歴史的なまち並みとの調和が図られている例



店内の様子⇒
外から訪れた人も楽しめるような工夫がされたディスプレイ



■こみせを設けることにより、まち並みの連続性が確保されている例



駐車場や空き地にこみせを設けている例



専用住宅にこみせを設けている例

■小物による低層部のにぎわいづくり

商品や花、こけし灯籠、ベンチ、置き看板等の小物によりにぎわいを創出することで、歩行者が楽しめるまち並みをつくりましょう。

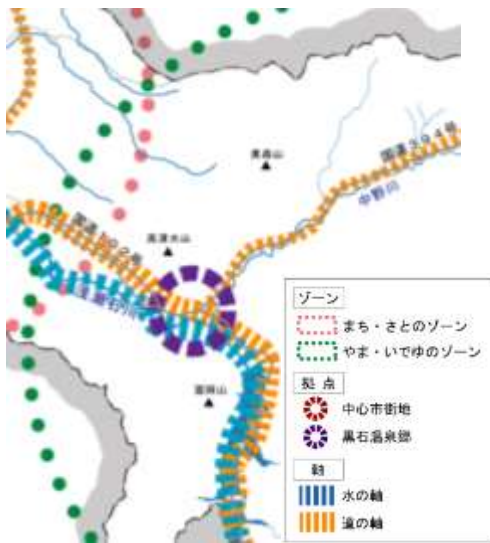


■看板による店舗の顔づくり

看板は、お店の「顔」であり、店の「売り」や雰囲気伝えるものです。有益な情報伝達となるよう、過剰な規模・形態とならないようにしましょう。



●黒石温泉郷拠点



■基本方針

[黒石温泉郷拠点における景観づくり]

- いで湯にふさわしく、建築物の配置や形態、素材・色彩、広告物がゆるやかに統一されたまち並みの形成
- 既存の紅葉並木を活かし、生活環境の向上にも資する緑化を推進する
- 温泉地ごとの個性と魅力を高める景観づくり

■拠点エリア別基準

- 通りにおける建築物の配置や規模と協調する。
- 屋外広告物は、背景の山並みや浅瀬石川への眺望に配慮した配置、規模、形態とする。

■景観づくり共通基準

項目	配慮事項
配置・規模等	<ul style="list-style-type: none"> ○浅瀬石川沿いや幹線道路沿道等の眺めの良い場所から、岩木山、八甲田山系、里山への眺めを損ねない配置、高さ・規模とする。 ○伝統的建造物群保存地区、こみせ通り、文化財やくろいし景観資産、地域のシンボルとなる樹木等の周辺では、その保全に配慮した配置や規模とする。 ○敷地内にある歴史的な資源、良好な樹木等は極力保全し、活用する。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○建築設備や屋外階段、ごみ置き場等の付属施設は、次のいずれかの基準に適合する。 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物と一体的な意匠とするなどにより、目立たない工夫を行う。 ・道路から直接望見できない位置に配置する ・緑化による修景を行う ○長大な壁面を持つ外壁は、壁面に凹凸を付けたり、部材、色彩・素材などで分節化を行うなど、圧迫感の軽減を図る。 ○擁壁の場合は、次のいずれかの事項に適合する等により、無機質な仕上げを避け、圧迫感の軽減に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・自然素材等を活用した仕上げ（石張り、自然石風の化粧型枠等） ・緑等を活用した仕上げ（植栽による修景、緑化法面等） ・圧迫感を和らげる形態（勾配を付ける、階段状の形態）
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ○けげばけしい色彩を避け、暖かみのある色彩とするとともに、別表に掲げる基準に適合する。 ○敷地内に複数の建築物がある場合は、相互に色彩の統一を図る。 ○ガラスなどの光沢のある素材の多用を避け、地域で多く用いられている素材を活用する。
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地の外周に低木や高木を植栽する等により、緑豊かな外観となるようにする。 ○冬季の雪の堆積スペースを考慮した配置とする。 ○敷地の外周にフェンスを設ける場合は、こげ茶等の落ち着いた色彩とする。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○浅瀬石川沿いや幹線道路沿道等から、岩木山、八甲田山系、里山への眺めを阻害しない。 ○こみせ通り、文化財、くろいし景観資産等の周辺では、歴史的・文化的な価値を損ねないような配置、規模、形態となるよう配慮する。 ○広告物の数をできるだけ減らす。 ○同じ表現を繰り返さないよう表示する。 ○広告物が見る人にとって有益な情報伝達となるよう、過剰な規模・形態とならないように配慮する。 ○色は3色以下とするなど、できるだけ数を減らす。 ○建物の外壁の色彩やデザインと広告物の色彩やデザインの調和を図る。

特徴的な景観



木造の重厚な旅館は湯治場としての歴史を感じさせる（温湯）



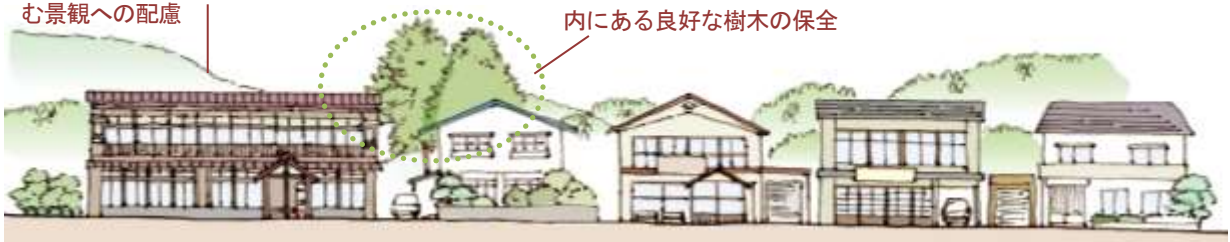
後背にりんご畑と山林を望む（温湯）



木造の旅館や客舎と呼ばれる湯治施設等が並ぶまち並み（温湯）

後背に里山や山並みを望む景観への配慮

シンボルとなる樹木や敷地内にある良好な樹木の保全



通りにおける建築物の配置や規模との協調を図り、いで湯の風情をゆるやかに創出する



公衆浴場や伝統的な客舎などのシンボルとなる建物の背景を保全する

■交流の場を大切にする

多くの人の交流の場である公衆浴場や伝統工芸館等は、みんなの場として大切にしましょう。



公衆浴場に隣接して設けられた花壇



こけし灯籠や花で親しみのある風景をつくる



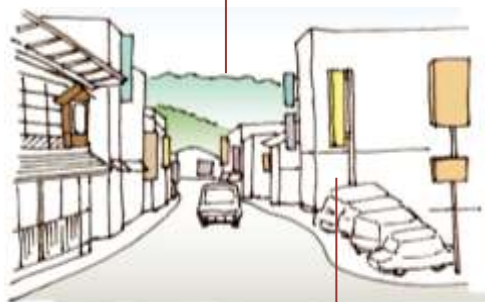
公衆浴場や周辺の旅館等に設けられたこけし灯籠が、暖かみの感じられる温泉郷の雰囲気演出している



■屋外広告物の配慮事項

屋外広告物が多いとまち並みの表情や線が隠れる

背景やアイストップとなっている里山や山並み



袖看板や高い位置に設置された看板は目立つ

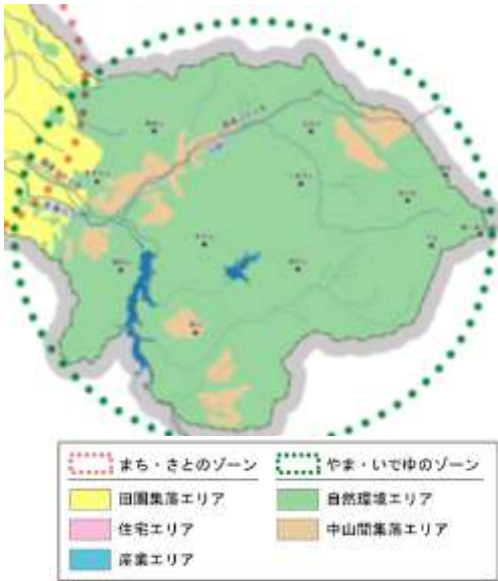
屋外広告物を整理するとまち並みや背景の自然が見えてくる

周囲の自然がはっきりと見える



低層部へ看板を設置することで風情あるまち並みを演出する

●自然環境エリア



■基本方針

[自然環境エリアにおける景観づくり]

- 暮らしを支える大切な資産として、山・山並みの環境を守り、育てる
- 八甲田連峰や黒森山などへの眺め、四季折々の豊かな自然環境、多様な植生等を活かした感性を育む場を適切に守り、育む

■拠点エリア別基準

- 水田・りんご畑、集落、里山が一体となった景観の美しさを損ねないような配置、規模、形態とする。
- 田園風景や集落、背景の山並みと調和した意匠とする。
- 屋外広告物は、水田・りんご畑、集落、里山が一体となった景観の美しさを損ねない配置、規模、形態とする。

■景観づくり共通基準

項目	配慮事項
配置・規模等	<ul style="list-style-type: none"> ○浅瀬石川沿いや幹線道路沿道等の眺めの良い場所から、岩木山、八甲田山系、里山への眺めを損ねない配置、高さ・規模とする。 ○伝統的建造物群保存地区、こみせ通り、文化財やくろいし景観資産、地域のシンボルとなる樹木等の周辺では、その保全に配慮した配置や規模とする。 ○敷地内にある歴史的な資源、良好な樹木等は極力保全し、活用する。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○建築設備や屋外階段、ごみ置き場等の付属施設は、次のいずれかの基準に適合する。 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物と一体的な意匠とするなどにより、目立たない工夫を行う。 ・道路から直接望見できない位置に配置する ・緑化による修景を行う ○長大な壁面を持つ外壁は、壁面に凹凸を付けたり、部材、色彩・素材などで分節化を行うなど、圧迫感の軽減を図る。 ○擁壁の場合は、次のいずれかの事項に適合する等により、無機質な仕上げを避け、圧迫感の軽減に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・自然素材等を活用した仕上げ（石張り、自然石風の化粧型枠等） ・緑等を活用した仕上げ（植栽による修景、緑化法面等） ・圧迫感を和らげる形態（勾配を付ける、階段状の形態）
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ○けばけばしい色彩を避け、暖かみのある色彩とするとともに、別表に掲げる基準に適合する。 ○敷地内に複数の建築物がある場合は、相互に色彩の統一を図る。 ○ガラスなどの光沢のある素材の多用を避け、地域で多く用いられている素材を活用する。
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地の外周に低木や高木を植栽する等により、緑豊かな外観となるようにする。 ○冬季の雪の堆積スペースを考慮した配置とする。 ○敷地の外周にフェンスを設ける場合は、こげ茶等の落ち着いた色彩とする。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○浅瀬石川沿いや幹線道路沿道等から、岩木山、八甲田山系、里山への眺めを阻害しない。 ○こみせ通り、文化財、くろいし景観資産等の周辺では、歴史的・文化的な価値を損ねないような配置、規模、形態となるよう配慮する。 ○広告物の数をできるだけ減らす。 ○同じ表現を繰り返さないよう表示する。 ○広告物が見る人にとって有益な情報伝達となるよう、過剰な規模・形態とならないように配慮する。 ○色は3色以下とするなど、できるだけ数を減らす。 ○建物の外壁の色彩やデザインと広告物の色彩やデザインの調和を図る。

特徴的な景観



りんご畑と遠景の岩木山を望む景観（観光りんご園）



丘陵地の地形に沿って広がるりんご畑（浅瀬石）



雄大で開放的な景観が展開する開拓地（沖揚平）

背景やアイストップとなっている里山や山並み

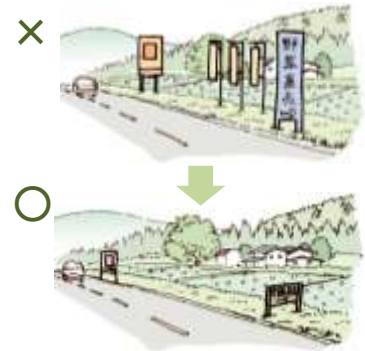
水田・りんご畑、集落、里山が一体となった景観の美しさを損ねないように配慮する

暮らしに恵みをもたらす集落の背後の里山



八甲田連峰や里山への開放的な眺めを守る

屋外広告物を設置する場合は、山並みへの眺めを阻害しないよう配慮する



■自然に触れ感性を育む場を守り、親しむ

豊かな自然を有する黒石は、自然と触れ合いながら感性を育む多様な場を有しています。これらの場を守り、育むため、親しみやすい開かれた空間づくりや視点場づくりに取り組みましょう。



背景に黒森山を望む浄仙寺の山門と境内から続く文学の森



紅葉をはじめ変化に富んだ情景を見せるもみじ山

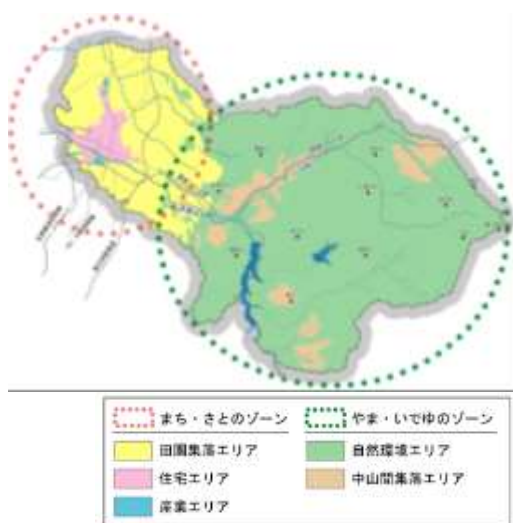


レジャースポットとして親しまれている虹の湖公園

例：丸みを帯びた姿で親しまれている黒森山への視点場づくり



●田園集落エリア・中山間集落エリア



■基本方針

- [田園集落エリア、中山間集落エリアにおける景観づくり]
- 山、田園、集落、水辺が一体となる黒石台地の田園集落、浅瀬石川流域の街道型の集落や中山間集落の景観の基本的な構造を守り、育む
 - 主屋、蔵、前庭、かぐじ等で構成され、石塀・板塀、生け垣で囲まれた、地域に根付く敷地利用を継承する
 - 神社、水路、蔵等の集落を特徴づける要素を守り育む

■拠点エリア別基準

- 建築物や工作物、屋外広告物は、水田・りんご畑、集落、里山が一体となった景観の美しさを損ねないような配置、規模、形態とする。
- 田園風景や集落、背景の山並みと調和した意匠とする。

■景観づくり共通基準

項目	配慮事項
配置・規模等	<ul style="list-style-type: none"> ○浅瀬石川沿いや幹線道路沿道等の眺めの良い場所から、岩木山、八甲田山系、里山への眺めを損ねない配置、高さ・規模とする。 ○伝統的建造物群保存地区、こみせ通り、文化財やくろいし景観資産、地域のシンボルとなる樹木等の周辺では、その保全に配慮した配置や規模とする。 ○敷地内にある歴史的な資源、良好な樹木等は極力保全し、活用する。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○建築設備や屋外階段、ごみ置き場等の付属施設は、次のいずれかの基準に適合する。 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物と一体的な意匠とするなどにより、目立たない工夫を行う。 ・道路から直接望見できない位置に配置する ・緑化による修景を行う ○長大な壁面を持つ外壁は、壁面に凹凸を付けたり、部材、色彩・素材などで分節化を行うなど、圧迫感の軽減を図る。 ○擁壁の場合は、次のいずれかの事項に適合する等により、無機質な仕上げを避け、圧迫感の軽減に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・自然素材等を活用した仕上げ（石張り、自然石風の化粧型枠等） ・緑等を活用した仕上げ（植栽による修景、緑化法面等） ・圧迫感を和らげる形態（勾配を付ける、階段状の形態）
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ○けばけばしい色彩を避け、暖かみのある色彩とするとともに、別表に掲げる基準に適合する。 ○敷地内に複数の建築物がある場合は、相互に色彩の統一を図る。 ○ガラスなどの光沢のある素材の多用を避け、地域で多く用いられている素材を活用する。
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地の外周に低木や高木を植栽する等により、緑豊かな外観となるようにする。 ○冬季の雪の堆積スペースを考慮した配置とする。 ○敷地の外周にフェンスを設ける場合は、こげ茶等の落ち着いた色彩とする。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○浅瀬石川沿いや幹線道路沿道等から、岩木山、八甲田山系、里山への眺めを阻害しない。 ○こみせ通り、文化財、くろいし景観資産等の周辺では、歴史的・文化的な価値を損ねないような配置、規模、形態となるよう配慮する。 ○広告物の数をできるだけ減らす。 ○同じ表現を繰り返さないよう表示する。 ○広告物が見る人にとって有益な情報伝達となるよう、過剰な規模・形態とならないように配慮する。 ○色は3色以下とするなど、できるだけ数を減らす。 ○建物の外壁の色彩やデザインと広告物の色彩やデザインの調和を図る。

特徴的な景観



浅瀬石川中流では、集落の背後に水田が広がっている（花巻）



台地上の水田と斜面地のりんご畑（上十川）



浜街道沿いの緑豊かで落ち着いた感じられるまち並み

黒石台地上田園集落



浅瀬石川上流域中山間集落



浅瀬石川下流域田園集落



主屋、蔵、前庭、かぐじ等で構成され、石塀・板塀、生け垣で囲まれた、地域に根付く敷地利用を継承する



敷ぎわや外構の緑化により、潤いを感じられる集落景観をつくる

敷地内にある良好な樹木や生垣の保全



敷地内に複数の建築物がある場合は、相互に色彩の統一を図る

■集落の入口を美しく保つ

多くの人の目に触れ、集落の顔でもある入口を美しく保ち、通るたびに心地よい場としましょう。



集落入口の緑化活動（大川原）



整然と並ぶ集落入口の庚申塔（馬場尻）

■心の拠りどころを大切にする

神社や稲荷などのお社、地藏尊や碑、年齢を経た樹木などの心の拠りどころを適切に守り、大切な場として後世に継承しましょう。



集落入口の巨木とお社（高館）



神社と境内樹（馬場尻）

●住宅エリア



■基本方針

[住宅エリアにおける景観づくり]

- 冬季の積雪に対応した庭や接道部の空地を確保し、庭先や窓辺、駐車場などの緑化を進める
- 植栽による季節感の演出や、周辺の自然環境との調和に努める
- 近隣と建物の外壁の位置、生け垣や擁壁の素材や仕上げを協調する
- 計画的に整備された住宅地は、良好な生活環境の維持を図る

■拠点エリア別基準

- 周囲の市街地に圧迫感を与えないよう道路等に接する敷地境界線から後退し、敷地内に空地を確保するなどにより、周辺との調和を考えた配置とする。
- 周囲のまち並みや樹木等から著しく突出した高さは避ける。
- 建築物や工作物、屋外広告物は、住宅地の落ち着きや潤いを損ねないような配置、規模、形態となるよう配慮する。
- 店先等や通りに面した部分に屋外広告物を設置する場合は、拠点のにぎわいを演出するよう配慮する。

■景観づくり共通基準

項目	配慮事項
配置・規模等	<ul style="list-style-type: none"> ○浅瀬石川沿いや幹線道路沿道等の眺めの良い場所から、岩木山、八甲田山系、里山への眺めを損ねない配置、高さ・規模とする。 ○伝統的建造物群保存地区、こみせ通り、文化財やくろいし景観資産、地域のシンボルとなる樹木等の周辺では、その保全に配慮した配置や規模とする。 ○敷地内にある歴史的な資源、良好な樹木等は極力保全し、活用する。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○建築設備や屋外階段、ごみ置き場等の付属施設は、次のいずれかの基準に適合する。 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物と一体的な意匠とするなどにより、目立たない工夫を行う。 ・道路から直接望見できない位置に配置する ・緑化による修景を行う ○長大な壁面を持つ外壁は、壁面に凹凸を付けたり、部材、色彩・素材などで分節化を行うなど、圧迫感の軽減を図る。 ○擁壁の場合は、次のいずれかの事項に適合する等により、無機質な仕上げを避け、圧迫感の軽減に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・自然素材等を活用した仕上げ（石張り、自然石風の化粧型枠等） ・緑等を活用した仕上げ（植栽による修景、緑化法面等） ・圧迫感を和らげる形態（勾配を付ける、階段状の形態）
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ○けげげげしい色彩を避け、暖かみのある色彩とするとともに、別表に掲げる基準に適合する。 ○敷地内に複数の建築物がある場合は、相互に色彩の統一を図る。 ○ガラスなどの光沢のある素材の多用を避け、地域で多く用いられている素材を活用する。
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地の外周に低木や高木を植栽する等により、緑豊かな外観となるようにする。 ○冬季の雪の堆積スペースを考慮した配置とする。 ○敷地の外周にフェンスを設ける場合は、こげ茶等の落ち着いた色彩とする。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○浅瀬石川沿いや幹線道路沿道等から、岩木山、八甲田山系、里山への眺めを阻害しない。 ○こみせ通り、文化財、くろいし景観資産等の周辺では、歴史的・文化的な価値を損ねないような配置、規模、形態となるよう配慮する。 ○広告物の数をできるだけ減らす。 ○同じ表現を繰り返さないよう表示する。 ○広告物が見る人にとって有益な情報伝達となるよう、過剰な規模・形態とならないように配慮する。 ○色は3色以下とするなど、できるだけ数を減らす。 ○建物の外壁の色彩やデザインと広告物の色彩やデザインの調和を図る。

特徴的な景観



緑化事業により季節の花に彩られた住宅地の道端



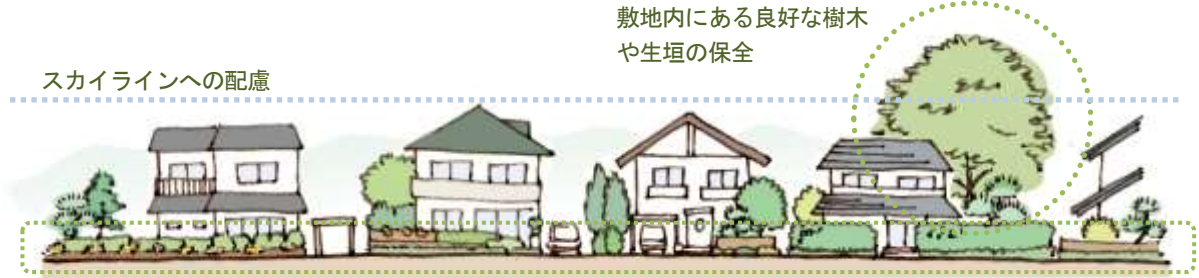
陸屋根の無落雪住宅が建ち並ぶ住宅地（ちとせ団地）



用水路沿いに花が植えられている（ちとせ団地）

スカイラインへの配慮

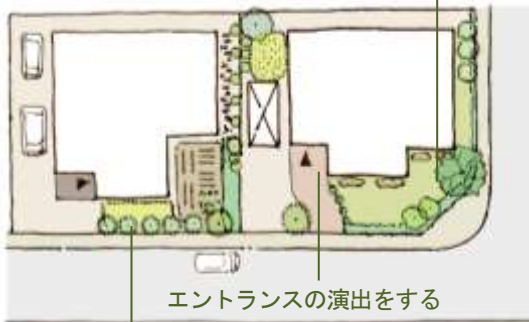
敷地内にある良好な樹木や生垣の保全



敷地の緑化

■隣接する敷地や道路等、周辺のまち並みとの調和を図る

角地では、建物の分節、オープンスペースの確保等により、特に歩行者へ圧迫感を与えないよう配慮する



エントランスの演出をする

敷地ぎわや外構の緑化により、潤いや四季の彩りを感じられる住宅地景観をつくる

■住宅における配慮事例



隣家と緑やタイル等の外構のつくりを調和させている例



角地に面して植栽帯やシンボルツリーを配している例



前庭に設けた駐車スペースの表情づくりを行っている例



建物と前庭の仕様を合わせ、一体的な雰囲気演出している例

敷地内にある良好な樹木の保全

交差点等、結節点の魅力づくり



沿道景観に調和した建築物や屋外広告物の形態意匠の配慮

●産業エリア



■基本方針

[産業エリアにおける景観づくり]

- 建築物のセットバックやオープンスペースを確保するとともに、敷地の外周や駐車場の周囲は郷土種等による緑化を推進する
- 工業施設の外観は、規模に応じた分節化や穏やかなデザインを採用するなどにより、親しみが感じられる外観とする
- 工業施設と住宅が隣接している地区では、住宅地に対して空地や緩衝緑地を確保する等により、圧迫感等の軽減を図る
- 敷地内に複数の施設がある場合は、各施設相互に形態や意匠の調和を図り、一体の建築群となるようにする

■拠点エリア別基準

- 周囲の市街地に圧迫感を与えないよう道路等に接する敷地境界線から後退し、敷地内に空地を確保するなどにより、周辺との調和を考えた配置とする。
- 周囲のまち並みや樹木等から著しく突出した高さは避ける。
- 建築物や工作物、屋外広告物は、住宅地の落ち着きや潤いを損ねないような配置、規模、形態となるよう配慮する。

■景観づくり共通基準

項目	配慮事項
配置・規模等	<ul style="list-style-type: none"> ○浅瀬石川沿いや幹線道路沿道等の眺めの良い場所から、岩木山、八甲田山系、里山への眺めを損ねない配置、高さ・規模とする。 ○伝統的建造物群保存地区、こみせ通り、文化財やくろいし景観資産、地域のシンボルとなる樹木等の周辺では、その保全に配慮した配置や規模とする。 ○敷地内にある歴史的な資源、良好な樹木等は極力保全し、活用する。
形態意匠	<ul style="list-style-type: none"> ○建築設備や屋外階段、ごみ置き場等の付属施設は、次のいずれかの基準に適合する。 <ul style="list-style-type: none"> ・建築物と一体的な意匠とするなどにより、目立たない工夫を行う。 ・道路から直接望見できない位置に配置する ・緑化による修景を行う ○長大な壁面を持つ外壁は、壁面に凹凸を付けたり、部材、色彩・素材などで分節化を行うなど、圧迫感の軽減を図る。 ○擁壁の場合は、次のいずれかの事項に適合する等により、無機質な仕上げを避け、圧迫感の軽減に配慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・自然素材等を活用した仕上げ（石張り、自然石風の化粧型枠等） ・緑等を活用した仕上げ（植栽による修景、緑化法面等） ・圧迫感を和らげる形態（勾配を付ける、階段状の形態）
色彩・素材	<ul style="list-style-type: none"> ○けげげばしい色彩を避け、暖かみのある色彩とするとともに、別表に掲げる基準に適合する。 ○敷地内に複数の建築物がある場合は、相互に色彩の統一を図る。 ○ガラスなどの光沢のある素材の多用を避け、地域で多く用いられている素材を活用する。
外構・緑化	<ul style="list-style-type: none"> ○敷地の外周に低木や高木を植栽する等により、緑豊かな外観となるようにする。 ○冬季の雪の堆積スペースを考慮した配置とする。 ○敷地の外周にフェンスを設ける場合は、こげ茶等の落ち着いた色彩とする。

屋外広告物

- 浅瀬石川沿いや幹線道路沿道等から、岩木山、八甲田山系、里山への眺めを阻害しない。
- こみせ通り、文化財、くろいし景観資産等の周辺では、歴史的・文化的な価値を損ねないような配置、規模、形態となるよう配慮する。
- 広告物の数をできるだけ減らす。
- 同じ表現を繰り返さないよう表示する。
- 広告物が見る人にとって有益な情報伝達となるよう、過剰な規模・形態とならないように配慮する。
- 色は3色以下とするなど、できるだけ数を減らす。
- 建物の外壁の色彩やデザインと広告物の色彩やデザインの調和を図る。

特徴的な景観



接道部や外構の緑化が推進された工業施設（北地区工業団地）



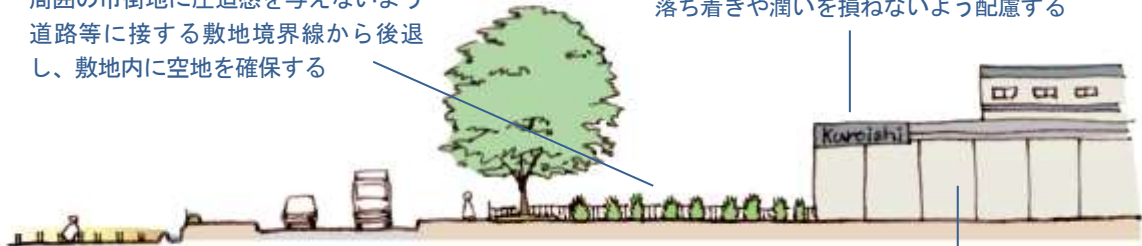
敷地内緑化と親しみが感じられる外観の工業施設（浅瀬石川左岸）



住宅と工業施設が混在した地区（浅瀬石川左岸）

周囲の市街地に圧迫感を与えないよう道路等に接する敷地境界線から後退し、敷地内に空地を確保する

建築物や工作物、屋外広告物は、住宅地の落ち着きや潤いを損ねないよう配慮する



敷地内に複数の施設がある場合は、各施設相互に形態や意匠の調和を図り、一体の建築群となるようにする



近接する住宅地に対する、建築物のセットバック、空地や緩衝帯（緑地）の確保



3-3 色彩基準

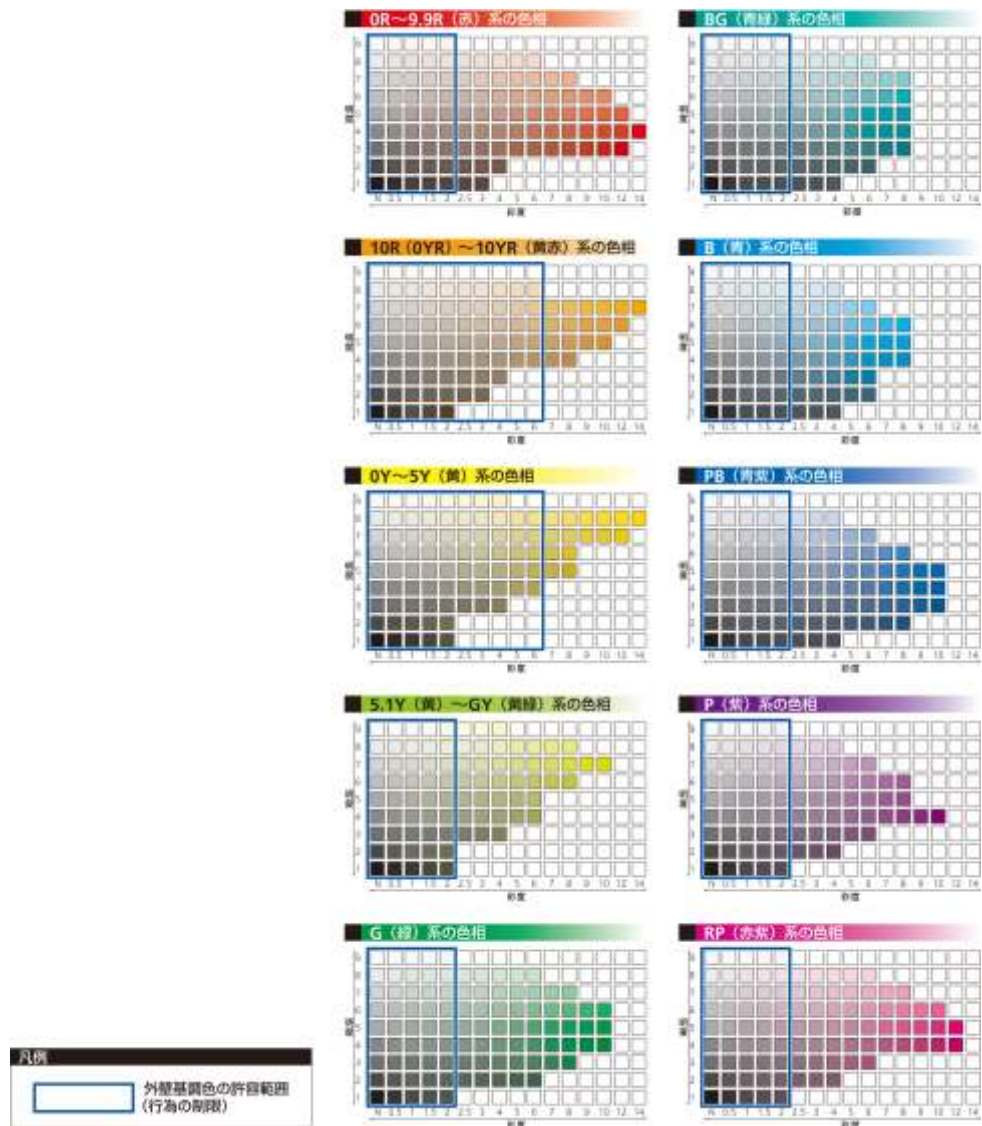
● 景観づくり基準

事項	基準
色彩・素材	<p>○ けばけばしい色彩を避け、暖かみのある色彩とするとともに、別表に掲げる基準に適合する。</p> <p>○ 敷地内に複数の建築物がある場合は、相互に色彩の統一を図る。</p> <p>○ ガラスなどの光沢のある素材の多用を避け、地域で多く用いられている素材を活用する。</p>

別表 色彩基準

適用部位	色相	明度	彩度
建築物の外壁の基調色	10R～5Y	—	6以下
工作物の外観の基調色	上記以外	—	2以下

※ 建築物若しくは工作物の着色していない木材、土壁等の材料によって仕上げられる部分の色彩やアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。



●おすすめの色彩

表 色彩の推奨範囲

適用部位	色相	明度	彩度
建築物の外壁の基調色 工作物の外観の基調色	10R～5Y	—	4以下
	上記以外	—	
建築物の屋根	全色相	6以下	4以下

※屋根色の推奨範囲は、主に専用住宅以外に適用する。

外壁基調色の推奨範囲の色彩例

5.0YR8.5/0.5 [15-85A]	10YR8.5/1.0 [19-85B]	10YR8.5/0.5 [19-85A]	10YR9.0/0.5 [19-90A]	5.0Y9.0/0.5 [25-90A]	N9.0 [N-90]
5.0YR8.0/1.0 [15-80B]	10YR8.0/2.0 [19-80D]	10YR8.0/1.0 [19-80B]	10YR8.0/0.5 [19-80A]	5.0Y8.5/0.5 [25-85A]	N8.5 [N-85]
5.0YR7.5/1.0 [15-75B]	7.5YR7.0/2.0 [17-70D]	10YR7.5/2.0 [19-75D]	10YR7.5/1.5 [19-75C]	5.0Y7.5/1.0 [25-75B]	N8.0 [N-80]
5.0YR7.0/2.0 [15-70D]	7.5YR7.0/3.0 [17-70F]	10YR7.0/3.0 [19-70F]	10YR7.0/2.0 [19-70D]	2.5Y8.0/1.0 [22-80B]	N7.0 [N-70]
10R6.0/2.0 [09-60D]	5.0YR6.0/3.0 [15-60F]	7.5YR6.0/4.0 [17-60H]	10YR6.0/2.0 [19-60D]	2.5Y6.0/1.5 [22-65C]	N6.0 [N-60]
2.5YR5.0/4.0 [12-50H]	5.0YR5.0/2.0 [15-50D]	7.5YR5.0/3.0 [17-50F]	10YR5.0/3.0 [19-50F]	2.5Y6.0/2.0 [22-60D]	N5.5 [N-55]
10R5.0/3.0 [09-50F]	5.0YR4.0/2.0 [15-40D]	7.5YR4.0/2.0 [17-40D]	10YR4.0/3.0 [19-40F]	2.5Y5.0/2.0 [22-50D]	N5.0 [N-50]
2.5YR3.0/4.0 [12-30H]	5.0YR3.0/3.0 [15-30F]	7.5YR3.0/3.0 [17-30F]	10YR4.0/2.0 [19-40D]	2.5Y4.0/2.0 [22-40D]	N4.0 [N-40]

屋根色の推奨範囲の色彩例

10YR3.0/2.0 [19-30D]	2.5Y4.0/1.0 [22-40B]	5.0GY3.0/1.0 [35-30B]
7.5YR4.0/2.0 [17-40D]	2.5Y3.0/2.0 [22-30D]	5.0GY4.0/2.0 [35-40D]
7.5YR3.0/3.0 [17-30F]	5.0Y4.0/1.0 [25-40B]	5.0G3.0/2.0 [45-30D]
5.0YR4.0/4.0 [15-40H]	5.0Y3.0/1.0 [25-30B]	5.0BG4.0/2.0 [55-40D]
2.5YR3.0/4.0 [12-30H]	N5.0 [N-50]	5.0BG3.0/2.0 [55-30D]
10R3.0/2.0 [09-30D]	N4.0 [N-40]	5.0B3.0/2.0 [65-30D]
10R3.0/3.0 [09-30F]	N3.5 [N-35]	10B4.0/2.0 [69-40D]
7.5R3.0/3.0 [07-30F]	N3.0 [N-30]	5.0PB3.0/1.0 [75-30B]

・上段はマンセル値、下段[]は日本塗料工業会標準色見本帳番号を表しています。

・印刷物やパソコンモニター、プリンター等からのプリントアウトの場合、実際のマンセル値とは異なる場合があります。

推奨範囲の色彩を用いた建築物の例



地域性に配慮した色彩デザインを採用した店舗の例

●色彩の配慮事項

項目	配慮事項
まち並みの連続性	○隣接する建物と色相や明度をそろえるなど共通性のある色彩を用いて、まち並みの連続性を創出する。 ○専用住宅の屋根色は、複数棟の統一を図るなど、まとまりのある家並みの形成に配慮する。
背景との融和	○背景が山並みとなる場合は、白やライトベージュなどの明るい色調を全面に用いることを避け、背景の山並みや周囲の緑に融和するよう配慮する。
素材の質感	○木材や土壁、石材などの自然素材を積極的に活用する。 ○質感の異なるタイルや金属、ガラス、仕上げの異なる塗装など、異なる建材を組み合わせることで表情豊かな外観の形成に配慮する。
アクセントカラー	○外観にアクセントカラーを用いる場合は、周辺のまち並みとの調和や外観全体の調和に配慮し、建築物等の形態に合わせたワンポイントとし、小面積で効果的な表現とする。
外構・設備機器等	○周辺建築物の外構や敷地が接する道路の仕上げなどとの連続性を考慮しつつ、植栽の緑が映える落ち着いた色彩を基本に選定する。 ○駐車場や駐輪場、空調などの設備機器類やごみ置場など、建築物に付帯する要素の色彩は、設置場所の背景に合わせるなど、外壁と共通性のある落ち着いた色彩とする。

配色を工夫し、背景の緑に馴染ませる



アクセントカラーを使用する場合は、小面積で効果的に用いる



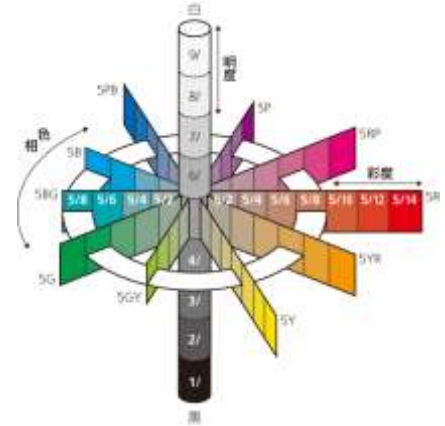
参考1: 色彩の基礎知識

マンセル表色系とは？

一般に色彩は、赤や青、黄などの色名で表しますが、色名による表現は捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。

このため、景観計画等における色彩基準の運用にあたっては、日本工業規格（JIS）にも採用されている国際的な尺度である〔マンセル表色系〕を採用します。

マンセル表色系では、ひとつの色彩を〔色相（しきそう）〕〔明度（めいど）〕〔彩度（さいど）〕という3つの尺度の組み合わせによって表し、これを色彩の三属性といいます。



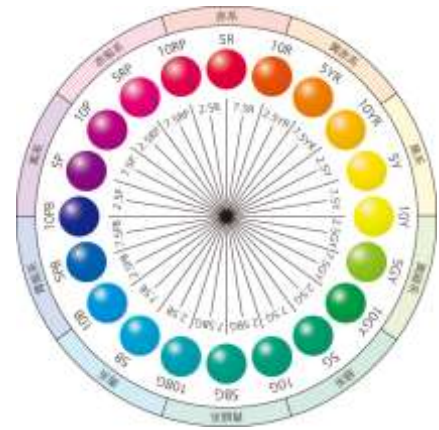
マンセル表色系のしくみ

色彩の三属性〔色相・明度・彩度〕とは？

色相（しきそう）は、いろあいを表します。10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R、YR、Y、GY、G、BG、B、PB、P、RP）とその度合いを示す0から10までを組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。

明度（めいど）は、あかるさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。

彩度（さいど）は、あざやかさを0から14程度までの数値で表します。鈍い色ほど数値が小さく、黒、白、グレーなどの無彩色は0になります。あざやかな色ほど数値が大きくなり、赤の原色は14程度です。



マンセル色相環

マンセル記号（マンセル値）とは？

マンセル記号は、これら3つの属性を組み合わせ、ひとつの色彩を表記する記号です。

有彩色は、〔10YR8.0/1.5〕のように、〔色相、明度/彩度〕を組み合わせ、無彩色は、〔N4.0〕のようにニュートラルを表す〔Nと明度〕を組み合わせ、



マンセル記号の読み方

参考2: 色彩景観の現状と課題 — 景観色彩現況調査の結果から

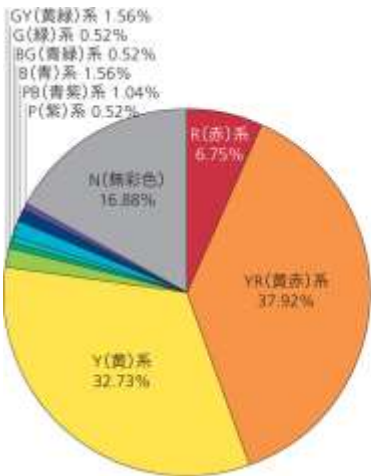
市全域で行った現況調査で、次のような色彩の特徴や傾向があることがわかりました。

外壁

外壁色は、温もりを感じさせる暖色系の落ち着いた色調が圧倒的に多く、こうした色が連なることで安らぎと品格が感じられる黒石のまち並みを創出しています。

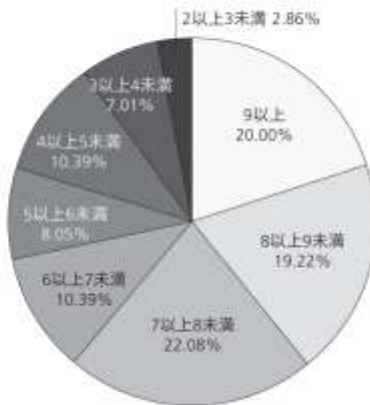
色相

YR(黄赤)系・Y(黄)系の暖色系の色と無彩色(白やグレー)が多く、寒色系はごくわずかです。



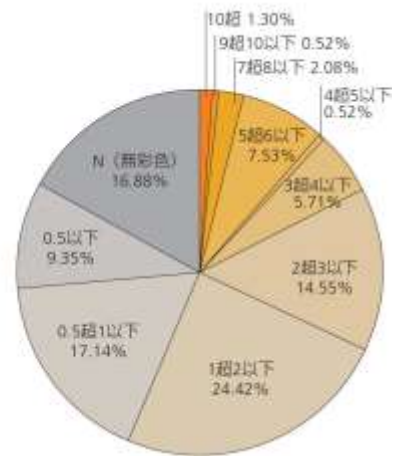
明度

白やライトベージュなどの明るい色から木材などの暗い色まで比較的幅広い色調となっています。



彩度

彩度4以下が9割以上を占めており、落ち着いた低彩度色が基調となっています。



屋根

屋根色は、亜鉛引き鉄板の屋根が多い雪国の特徴が表れており、赤や青などの多様な色が用いられ、主張の強い鮮やかな色も混在しています。まち並みのまとまりや自然の彩りを感じにくくしている面もあり、景観を整えていく上での課題といえます。

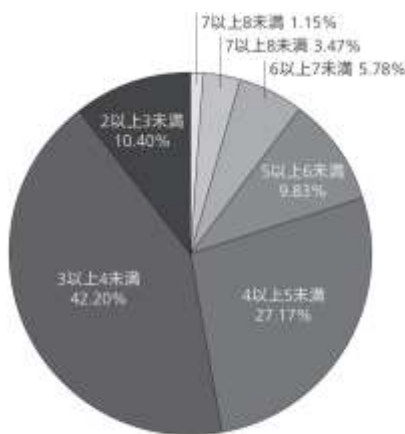
色相

外壁と比較すると、暖色系も寒色系も混在しており、多様な色が用いられています。



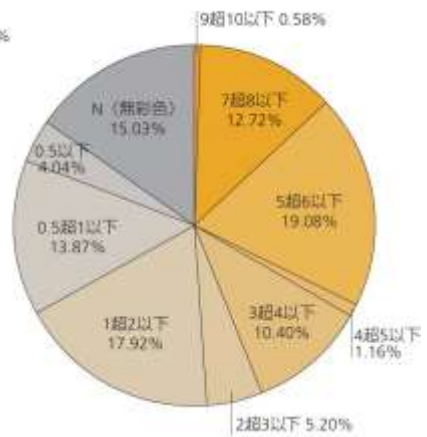
明度

明度6未満が約9割を占めており、明るさを抑えた重厚感のある色調が主体となっています。



彩度

彩度4以下の低彩度色が基調となっており、植物の色よりも鮮やかな彩度8~6も一定数見られます。



4. 届出対象行為と手続きのフロー

表 届出対象行為

行為	対象 (※1)	
	黒石市全域	まちなか景観づくり推進地区
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更※2	(1) 高さ 10m 又は建築面積 1,000 m ² を超えるもの。 (2) 開発行為の面積が 3,000 m ² を超える区域の建築物で、それぞれの敷地で行う最初の建築行為。 (3) (1) の建築物で外観面積の 1/2 を超える外観の変更	(1) 延べ面積が 10 m ² 以上のもの (2) 外観面積の 1/2 を超える外観の変更
工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更※2	(1) 高さ 5m を超えるさく・塀・擁壁その他これらに類するもの (2) 高さ 10m を超える次のもの ① 鉄筋コンクリート造、鉄柱、木柱その他これらに類するもの (③の支持物に該当するものを除く) ② 煙突・排気塔その他これらに類するもの ③ 電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路 (これら支持物を含む) ④ 物見塔・電波塔その他これらに類するもの (建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの高さ) (3) 高さ 10m 又は表示面積の合計が 15 m ² を超える広告板、広告塔その他これらに類するもの (建築物と一体となって設置される場合は、地盤面からの高さ) (4) 高さ 10m 又は築造面積 1,000 m ² を超える次のもの ① 彫像・記念碑その他これらに類するもの ② 観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設 ③ 自動車車庫の用に供する立体的施設 ④ アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設 ⑤ 石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設 ⑥ 汚水処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設 (5) (1)～(4) のもので外観面積の 1/2 に相当する面積を超える外観の変更	
開発行為 (土地の区画形質の変更)	面積が 3,000 m ² を超えるもの又は規模が高さ 5m を超える法面を生ずるもの	
土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積が 3,000 m ² を超えるもの又は規模が高さ 5m を超える法面を生ずるもの	
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	面積が 1,000 m ² を超えるもの又は高さ 5m を超える法面を生ずるもの	
水面の埋立て又は干拓	面積が 3,000 m ² を超えるもの又は高さ 5m を超えるもの	
木竹の植栽又は伐採	— (不要)	高さ 10m 以上のもの

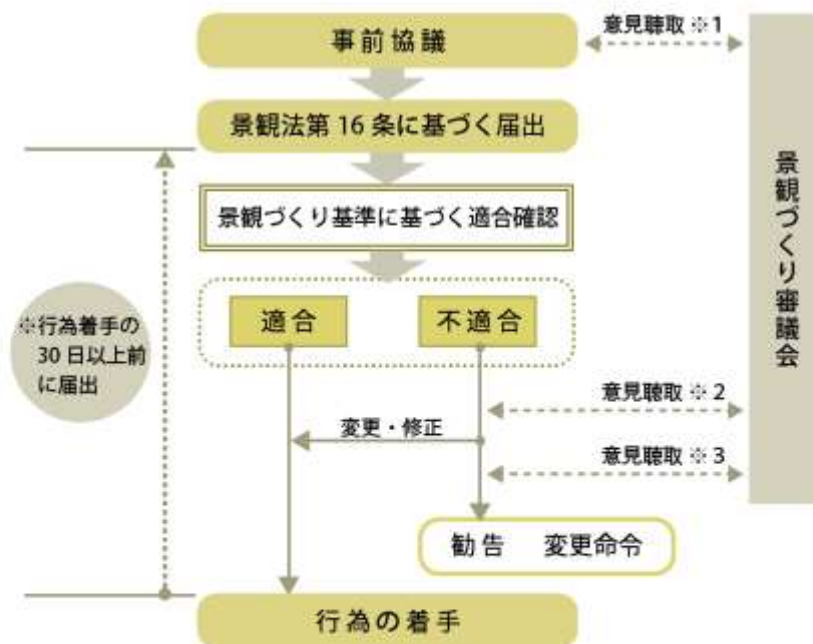
※1 通常の管理行為、軽易な行為、非常災害のため必要な応急措置として行う行為等については、届出の対象から除外されています。この他、景観法や黒石市景観づくり条例・規則により届出の対象から除外される行為があります。

※2 既存の建築物・工作物で、同色による塗り替え等でも届出が必要な場合があります。(同色による塗り替え等でも景観づくり基準への適合が必要です。)

2) 手続きのフロー

届出が必要な行為は、景観法に基づく届出に先立ち事前協議を行うとともに、行為着手の30日以上前に黒石市長へ届出が必要です。また、景観づくり基準に適合しない場合は、市長は、景観づくり審議会の意見を聴いた上で、勧告や変更命令を行うことがあります。

建築行為等の手続きの流れ



[景観づくり審議会への意見聴取の内容]

- ※1：眺望を阻害したり、周辺環境に大きな影響を与える可能性がある場合に、景観づくりに支障があるかの意見聴取を行う
- ※2：景観づくり基準に適合していない場合でも、総合的に判断して黒石らしい景観づくりに寄与しているかの意見聴取を行う
- ※3：景観づくり基準に適合していない届出に対する勧告や変更命令の妥当性について意見聴取を行う

黒石市景観づくりガイドライン

黒石市建設部都市建築課

〒036-0396 青森県黒石市大字市ノ町11番地1号

電話：0172-52-2111 FAX：0172-52-6191

Eメール：toshikeikaku@city.kuroishi.aomori.jp

ホームページ：http://www.city.kuroishi.aomori.jp/

平成27年7月発行